

公立病院改革プランの概要

団 体 名		精華町					
プ ラ ン の 名 称		プランの形態をとっていない(病院問題検討委員会の検討結果の積み重ねにより指定管理者制度の導入に至ったため)					
策 定 日		平成 17年 8月 16日 (指定管理者制度導入決定日)					
対 象 期 間		平成 年度 ~ 平成 年度					
病院の現状	病 院 名	精華町国民健康保険病院					
	所 在 地	京都府相楽郡精華町大字祝園小字砂子田7番地					
	病 床 数	一般50床					
	診 療 科 目	内科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>山城南医療圏において、公立山城病院、学研都市病院、京都南新生会病院(仮称)の状況を見ながら機能分担を行い、適切な医療機能を確保する。</p> <p>精華町域において、祝園駅東地域(医療機能が不足)における医療機能を確保する。</p> <p>当面、糖尿病等生活習慣病を中心とした内科系疾患への対応、歯科診療、人工透析等を主とした運営を行う。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>国民健康保険病院事業特別会計は、利用料金制を導入しているため、本来の病院事業として収支の主となる医業収益・費用が発生せず、証明書等交付の手数料に係る収入と支出(交付金)、公設公営時代の未収金収入、病院事業特別会計担当職員の人件費、軽微な管理費、減価償却及び資産減耗に係る経費等しかない。</p> <p>したがって、一般会計からの繰出金は、収益的収入及び支出の人件費(1人分)等の事務的経費のみである。</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	-	-	-	-	-	
	職員給与費比率	-	-	-	-	-	
	病床利用率	42.7	60	75	75	-	
上記目標数値設定の考え方		<p>指定管理者に平成18年度から22年度(5年間)まで運営管理を包括的に委任する中で指定管理者が数値目標を設置 病床利用率75%以上、外来120人/日以上 (指定管理者の経常黒字化の目標年度:21年度) 平成23年度以降は5年間の実績を踏まえ指定管理の継続等を判断</p>					

				団体名 (病院名)	精華町国民健康保険病院		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
							指定管理者制度導入 済みであり医療機能に おける数値目標等を指 定管理者に委任してい るため特になし
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入	民間病院の給与体制に基づく人件費の圧縮 指定管理者が属するグループのスケールメリットを活用した材料費・経費等の圧縮 (指定管理者制度導入後、実施済み)					
	事業規模・形態の見直し	指定管理者制度(利用料金制)の導入(平成18年4月1日)					
	経費削減・抑制対策	民間病院の給与体制に基づく人件費の圧縮 指定管理者が属するグループのスケールメリットを活用した材料費・経費等の圧縮 (指定管理者制度導入後、実施済み)					
	収入増加・確保対策	歯科、人工透析等の実施 (指定管理者制度導入後、実施済み)					
	その他						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	17年度	60.5%	18年度	45.4%	19年度	42.7%
	病床利用率の状況を踏 まえた病床数等の抜本 見直し、施設の増改築計 画の状況等	指定管理者において改善中					

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	公立山城病院(321床) 学研都市病院(200床+配分50床) 京都南新生会病院(仮称)(配分50床) 精華町国民健康保険病院(50床)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	医療圏において中心的な役割を担う公立山城病院や整形外科・内科・外科の充実が期待される学研都市病院、小児周産期医療の充実が期待される京都南新生会病院(仮称)の医療機能を踏まえ、医療圏西部地域において適切な医療機能を分担する。 ※精華町国民健康保険病院は指定管理者の経営が安定すれば、完全民間移管する方向性である。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 公立山城病院と精華町国民健康保険病院とが統合など再編の可能性は、経営形態や方向性が異なるため、非常に低い。ネットワーク化については、今後の検討課題である。	<内容> 医療圏における公立病院は、医療圏の基幹的な病院である公立山城病院と医療圏西部地域の地域医療を担っている精華町国民健康保険病院の2つであるが、公立山城病院は公設公営で継続する方向性を出し、精華町国民健康保険病院は平成18年4月に指定管理者制度を導入している。 現時点では、統合などの再編の動きはないが、同じ一般病床ではあるが、より急性期で運営している公立山城病院の補完的な役割を担っている点で、連携はできていると思われる。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所には☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所には☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
点検・評価・公表等	経営形態見直し(検討)の方向性 (該当箇所には☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成18年4月1日導入済み	<内容> 利用料金制の採用
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	改革が既に終了しているため、改革プランの進行状況を公表する立場にない。 指定管理者制度導入の経過は、議会及び広報で公表済みである。	
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	予定なし	
その他特記事項		本町の場合、公立病院改革ガイドラインに先行し、平成16年度に庁内に病院のあり方に係るプロジェクトチーム(病院問題検討委員会:現在解散)を組織し、病院のあり方について検討し、経営形態の見直しを行い、平成18年度より指定管理者制度を導入しているため、改革プラン策定済みの位置付けと認識している。	

(別紙)

団体名 (病院名)	精華町 (精華町国民健康保険病院)
--------------	----------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	453	515	-	-	-	-
	(1) 料 金 収 入	427	479	-	-	-	-
	(2) そ の 他	26	36	-	-	-	-
	うち他会計負担金	0	0	-	-	-	-
	2. 医 業 外 収 益	2	8	-	-	-	-
	(1) 他会計負担金・補助金	0	0	-	-	-	-
	(2) 国 (県) 補 助 金	0	0	-	-	-	-
	(3) そ の 他	2	8	-	-	-	-
	経 常 収 益 (A)	455	523	-	-	-	-
	入	1. 医 業 費 用 b	530	621	-	-	-
(1) 職 員 給 与 費 c		310	352	-	-	-	-
(2) 材 料 費		144	164	-	-	-	-
(3) 経 費		76	105	-	-	-	-
(4) 減 価 償 却 費		0	0	-	-	-	-
(5) そ の 他		0	0	-	-	-	-
2. 医 業 外 費 用		12	3	-	-	-	-
(1) 支 払 利 息		0	0	-	-	-	-
(2) そ の 他		12	3	-	-	-	-
経 常 費 用 (B)		542	624	-	-	-	-
出	経 常 損 益 (A)-(B) (C)	-87	-101	-	-	-	-
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	-	-	-	-
	2. 特 別 損 失 (E)	0	0	-	-	-	-
	特別損益(D)-(E) (F)	0	0	-	-	-	-
純 損 益 (C)+(F)	-87	-101	-	-	-	-	
累 積 欠 損 金 (G)	87	188	-	-	-	-	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	80	102	-	-	-	-
	流 動 負 債 (イ)	171	293	-	-	-	-
	うち一時借入金	100	100	-	-	-	-
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	-	-	-	-
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)	0	0	-	-	-	-
差引 不良債務(オ)	91	191	-	-	-	-	
単年度資金不足額(※)	91	100	-	-	-	-	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	83.9	83.8	-	-	-	-	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	20.0883	37.08738	-	-	-	-	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	85.4717	82.93076	-	-	-	-	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	68.43267	68.34951	-	-	-	-	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (H)	-	-	-	-	-	-	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	-	-	-	-	-	-	
病 床 利 用 率	45.4	42.7	-	-	-	-	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=(「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=(「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	精華町 (精華町国民健康保険病院)
--------------	----------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企業債	0	0	-	-	-	-	
	2. 他会計出資金	0	0	-	-	-	-	
	3. 他会計負担金	0	0	-	-	-	-	
	4. 他会計借入金	0	0	-	-	-	-	
	5. 他会計補助金	0	0	-	-	-	-	
	6. 国(県)補助金	0	0	-	-	-	-	
	7. その他	100	100	-	-	-	-	
	収入計(a)	100	100	-	-	-	-	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)	0	0	-	-	-	-	
	前年度許可債で当年度借入分(c)	0	0	-	-	-	-	
	純計(a)-(b)+(c)(A)	100	100	-	-	-	-	
	支 出	1. 建設改良費	5	25	-	-	-	-
		2. 企業債償還金	0	0	-	-	-	-
		3. 他会計長期借入金返還金	0	0	-	-	-	-
4. その他		0	0	-	-	-	-	
支出計(B)		5	25	-	-	-	-	
差引不足額(B)-(A)(C)		-95	-75	-	-	-	-	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	0	0	-	-	-	-	
	2. 利益剰余金処分量	0	0	-	-	-	-	
	3. 繰越工事資金	0	0	-	-	-	-	
	4. その他	0	0	-	-	-	-	
計(D)		0	0	-	-	-	-	
補てん財源不足額(C)-(D)(E)		0	0	-	-	-	-	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)		0	0	-	-	-	-	
実質財源不足額(E)-(F)		0	0	-	-	-	-	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	0	0	(-)	(-)	(-)	(-)
資本的収支	0	0	(-)	(-)	(-)	(-)
合計	0	0	(-)	(-)	(-)	(-)

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。